

陳情の審査結果

陳情第6号

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書の提出 を求める陳情

▼陳情人

佐野精神保健福祉会 会長 船渡川 政義

▼陳情の要旨

重度の身体障がいや知的障がいの手帳所有者に対して認められている重度心身障がい者医療費助成制度を重度の精神障がい者に対しても同等に認め、栃木県において必要な措置を講ずるよう意見書の提出を求めるものです。

▼審査結果

本陳情は、12月定例会において厚生常任委員会に付託され、審査の結果、賛成多数で採択されました。同定例会本会議においても、賛成多数で採択されました。

意見書案の審査結果

意見書案第3号

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書について

12月定例会において、(提出者)菅原達議員、(賛成者)横井帝之議員、金子保利議員、小暮博志議員、川嶋嘉一議員により医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書案が提出され、賛成多数により可決されました。意見書は、平成30年12月21日付けで佐野市議会として栃木県知事、栃木県議会議長に提出しました。

医療費助成における精神障がい者の適用に関する意見書

障害者総合支援法では、3障害の制度格差を解消し、共通の制度の下で一元的にサービスを提供することを目指しているにもかかわらず、本県の医療費の助成制度については、精神障がい者が認められていません。

栃木県内の重度心身障害者医療費の助成制度は、①身体障がいの程度が1～2級の方、②知的障がいの程度が知能指数35以下の方、③知的障がいの程度が知能指数50以下で身体障がいの程度が3～4級の障がいと重複している方となっているのが現状です。

精神障がい者は、精神科への定期的な通院と服薬の継続が必要であり、障害者総合支援法に定められた自立支援医療(精神通院)において、一定の医療費負担の軽減が図られているものの、入院の場合には認められておらず、また、長期間に渡る服薬や加齢により、精神科以外の診療科に受診することもあります。特に、重度の精神障がい者にあっては、調子の不安定さにより入退院を繰り返しやすいことから、経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

これらを踏まえ、栃木県において、身体障がい者や知的障がい者に認められている重度心身障がい者医療費助成制度に重度の精神障がい者を対象とするために必要な措置を早急に講ずるよう、要望します。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。